

広島県立高等学校生徒を対象とした授業公開に係る包括協定書

一般社団法人教育ネットワーク中国を甲とし、広島県教育委員会を乙として、甲と乙は、甲の加盟校の授業科目の一部を乙が所管する高等学校の生徒（以下「高校生」という。）に公開すること等について次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 大学の授業科目の一部を高校生に公開すること等により、高校生が大学における高度な教育・研究に触れる機会を提供し、もって、高校と大学との円滑な接続に資する。

（授業科目の公開等）

第2条 甲の加盟校は、授業科目の一部を高校生に公開すること、また、高校生を対象とした公開講座を開設することに努めるものとする。

（個別協定の締結）

第3条 授業科目の一部の公開等について、甲の加盟校は必要に応じて乙と個別に協定を締結するものとする。

（甲が主催する公開講座）

第4条 甲は、甲の主催で高校生を対象とした公開講座を開設するよう努める。

（協定期間）

第5条 この協定は、締結の日から効力を有し、有効期間は1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の4か月前までに、甲と乙のいずれからも改定の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後もまた同様とする。

（補則）

第6条 この協定について、疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成26年12月 2日